尚々紙拝見之次第委細承知
致候石部神社取調候ニ付西川
氏ハ其外二人ニ而吉田ニ而相伝
勝手ニ吉田ニ而正三位様御深察
有之度御国元ニ而御採用被成候ニ
相成候吉田家之権を御取調ニ付被下
外ニ御座候正三位様御沙汰ニ而可然候事
かた[illegible]被成候ニ付帰りニ而宜し
被下候社も是非御西京参着
被成候年ニ而甚御不都合ニ而御座候天神
神社ト神字をも御きらひ遊ばし候
ゆへ国幣社ニ海神神社トアルナラバ不
吉ナリ天神社ノ事ハ大国主命ヲ祭リタル
西京五条天神社ノ例ニテ其節ハ拝借ノ節
このや上ニ
先達而去月同断六斎[illegible]
無之皇[illegible]借用[illegible]仕
由緒[illegible]資[illegible]拝
[illegible]
其仕ニ被成
十二月廿四日
西川吉輔
佐々木殿